

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊池市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

菊池市長

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」という。)の所有者で課税台帳に登録された者に対して、その固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金である。 原則として固定資産の所有者に課するものであるが、その所有者とは、土地については土地登記簿又は土地補充課税台帳に、家屋については建物登記簿又は家屋補充課税台帳に、それぞれ所有者として登記又は登録されている者をいい、償却資産については償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう(地方税法343②前段及び③) 固定資産課税台帳には、納税義務者である所有者のほか、その課税標準である価格等についても登録されており、この固定資産課税台帳に登録されたところによって課税される。この課税台帳作成時に、個人番号や法人番号を取得、あるいは提供を求め、賦課及び徴収のための事務に個人番号や法人番号を利用するものである。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①登記所から送付される登記済通知に記載されている所有者の番号の取得 ②所有者が死亡している場合には、相続人代表者指定届等に記載欄を設け番号を取得 ③償却資産申告書に記載欄を設け、番号を取得 ④住登外者の減免のための生活保護受給情報の照会 ⑤固定資産税の減免申請に記載欄を設け番号を取得 ⑥固定資産の住宅用地申告書に記載欄を設け番号を取得 ⑦納付書等住所・送付先申出書に記載欄を設け番号を取得 ⑧固定資産税賦課対象者の把握 ⑨納税義務者における固定資産所有物の確認
③システムの名称	固定資産税システム、宛名管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税課税情報ファイル、納税管理人情報ファイル、口座管理情報ファイル、収納消込情報ファイル、滞納整理情報ファイル、固定資産税賦課情報ファイル、固定資産税土地情報ファイル、固定資産税家屋情報ファイル、固定資産税償却資産情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表 24の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民環境部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課 0968-25-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 市民環境部税務課 市民税係 0968-25-7206 固定資産税係 0968-25-7207
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	固定資産税システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	オンラインにより毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う修正
令和4年3月10日	Ⅺ. ②事務の概要	(略) 償却資産については償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいうものとされている(地方税法343②前段及び③) (略) ①登記所から送付される登記済通知に記載されている所有者の番号の取得 ②所有者が死亡している場合には、相続人代表者指定届等に記載欄を設け番号を取得 ③償却資産申告書に記載欄を設け、番号を取得 ④前年償却資産申告者には、送付する申告書に予め番号を記載 ⑤住登外者の減免のための生活保護受給情報の照会	(略) 償却資産については償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう(地方税法343②前段及び③) (略) ①登記所から送付される登記済通知に記載されている所有者の番号の取得 ②所有者が死亡している場合には、相続人代表者指定届等に記載欄を設け番号を取得 ③償却資産申告書に記載欄を設け、番号を取得 ④住登外者の減免のための生活保護受給情報の照会 ⑤固定資産税の減免申請に記載欄を設け番号を取得 ⑥固定資産の住宅用地申告書に記載欄を設け番号を取得 ⑦納付書等住所・送付先申出書に記載欄を設け番号を取得	事後	
令和4年3月10日	Ⅺ3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第16号	事後	
令和4年3月10日	Ⅰ4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和4年3月10日	Ⅰ4. ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第16条	削除	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ1. 及び2. いつ時点の計数か	平成31年3月26日時点	令和4年2月14日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	IV5. 情報提供ネットワークシステムとの接続	十分である	接続しない(入手) 接続しない(提供)	事後	
令和5年3月6日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(略) 市民税係 0968-25-7206 固定資産税係 0968-25-7207 徴税係 0968-25-7208	(略) 市民税係 0968-25-7206 固定資産税係 0968-25-7207	事後	
令和5年3月6日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和4年2月14日時点	令和5年1月12日時点	事後	
令和6年3月1日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和5年1月12日時点	令和6年1月10日時点	事後	
令和7年3月17日	I1. ②事務の概要	(追記)	⑧固定資産税賦課対象者の把握 ⑨納税義務者における固定資産所有物の確認	事前	
令和7年3月17日	I1. ③システムの名称	固定資産税システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	固定資産税システム、宛名管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	
令和7年3月17日	I2. 特定個人情報ファイル名	(追記)	、固定資産税賦課情報ファイル、固定資産税土地情報ファイル、固定資産税家屋情報ファイル、固定資産税償却資産情報ファイル	事前	
令和7年3月17日	I3. 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第16号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) 第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表24の項	事後	
令和7年3月17日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和6年1月10日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月17日	IV8. 人手を介在させる作業 IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	様式変更に伴う新規記載	事後	